学校いじめ防止基本方針

新宮市立 熊野川小学校 令和2年11月18日作成

----- 目 次 ------

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
 - (1) いじめに見られる集団構造
 - (2) いじめの態様
- 4 いじめの防止等の学校の取組
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - (2) 未然防止
 - ア 道徳教育及び体験活動等の充実
 - イ 児童会活動等の活性化
 - ウ 児童の人権意識の向上
 - エ 授業づくりの改善と工夫
 - オ 開かれた学校づくり
 - カ インターネット上のいじめの防止
 - (3)早期発見・早期対応
 - ア 早期発見
 - イ 早期対応
 - ウ 関係機関との連携
 - エ インターネット上のいじめへの対応
 - (4) いじめの解消
 - (5) 教職員の資質能力の向上
 - (6) 家庭・地域との連携
 - (7)継続的な指導・支援
 - (8) 取組内容の点検・評価
- 5 いじめの対する指導上の注意
- 6 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の定義・意味
 - (2) 重大事態の判断・報告
 - (3) 重大事態の調査の実施
 - (4) 重大事態の調査結果の提供
 - (5) 重大事態の調査結果を踏まえた対応

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、 生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、 本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校 全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受け ていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども 意味する。
- ◆けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある ため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに 該当するか否かを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛 を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、 いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てた り面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。 また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSという。)でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。等

(暴力を伴わないもの)

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○金品をたかられる
- ○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの防止等の学校の取組

- (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - ア いじめの防止等に組織的に対応するために、校長が任命した構成員からなる、 学校対策組織を設置する。
 - イ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネータ、人権主任、学校医、 民生委員、行政局長、スクールカウンセラー、SSWと、該当担任

- ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。
 - (ア) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを 点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役 割
 - (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情

報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための 中核としての役割等

【法第23条第1項】

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び 児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめ の事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学 校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校対策組織に報告を行わないことは、同行の規定に違反する。)

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」 との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童 の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重 し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、また、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるようにするため道徳教育の充実を図る。さらに、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを 実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童の コミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実 践的な態度を醸成する。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、自主活動 や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりにめる。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業規律を徹底させるとともに、わかる、できる喜びや実感を与えられるよう、 日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校運営協議会の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

高学年児童においては、計画的にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込みやいじめにかかる画像、動画等の情報は一度インターネット上に拡散すると消去することが困難であること、インターネット上のいじめは刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になること、さらに、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されない行為であることをしっかりと指導する。さらに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、実態把握に努め、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることがあるため、日頃から全職員が児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめ等を含めた生活アンケートを6月、11月、2月に実施する。実施に あたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

(基本は無記名式で回答の時間を十分に確保して、回収も配慮する) 学校全体で、各学年のアンケートの結果について気になることを集約し、 共通理解して問題解決にあたる。緊急な事案については、学年から生徒指導 主任、管理職に相談・報告し、早急に対応を行う。

(イ) 教育相談体制の充実

普段から児童との対話に心がけ、ちょっとした児童の変化に気づけるよう 心がける。保健室との連絡・情報交換を密にし、必要に応じて個人面談を実施 する。

児童や保護者からの相談や提供された情報について、早期に事実確認を行い、いじめ等の訴えがあった場合、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)~(エ)に留意して、報告・連絡・相談を 徹底し、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせて きた児童の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、いじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その 再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー ・関係機関の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児 童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者へ の助言を継続的に行う。また、その際対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを 受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供す る。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、 そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及び その保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除 を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4)「いじめの解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

(5) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、いじめ防止マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回(4月、8月)、校内研修を行う。

(6) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や学級・個別面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

(7)継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を 取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう 粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を 継続的に把握する。

(8) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

5 いじめに対する指導上の注意

- ア 発達障害を含む、障害のある児童
- イ 海外から帰国した児童や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど の外国につながる児童
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

上記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義・意味

次のような事態(以下、「重大事態」という。)が発生した際、文部科学省で 定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童 生徒の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2)重大事態の判断・報告

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた 段階で速やかに開始しなければならない。

上記(1)により重大事態(「疑い」を含む。)に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、定例教育委員会において議題として取り扱い、総合教育会議において議題にするか検討する。

(3) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

イ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその 保護者に説明するなどの措置を行う。

(4) 重大事態の調査結果の提供

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた 児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添え て市長に送付する。

(5)重大事態の調査結果を踏まえた対応

調査結果において、いじめが認定される場合は、加害者に対して、個別の指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

加害児童に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ┆○ いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 〇 学校の設置者に重大事態の発生を報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して 欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
 - ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、 客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
 - ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
 - ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
 - ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。
- 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)
 - ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者 の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力